ウ　地方独立行政法人法施行令第六条第三号に掲げる公共的な施設の設置及び管理を行う地方独立行政法人にあっては、当該公共的な施設の規模及び内容に照らして、当該法人が設置及び管理することが効率的かつ効果的と認められること。 ［㈤～㈦　略］ ［二～四　略］	イ　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第六条第三号に掲げる公共的な施設の設置及び管理を行う地方独立行政法人にあっては、当該公共的な施設の規模及び内容に照らして、当該法人が設置及び管理することが効率的かつ効果的と認められること。 ［㈤～㈦　同上］ ［二～四　同上］
備考　表中の「　」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○総務省・経済産業省・国土交通省告示第一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十五号）及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の施行に伴い、並びに石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（昭和四十七年通商産業省、運輸省、建設省、自治省令第二号）第十七条第二号（同令第二十条第四項及び第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十八年通商産業省、運輸省、建設省、自治省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

総務大臣　野田　聖子
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（施設に対する水平距離等） **第三十条**　［略］ ［一～四　略］ 五　［略］ ［イ～ト　略］ チ　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十九項に規定する介護医療院 リ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十八項に規定する福祉ホーム ［六～十四　略］	（施設に対する水平距離等） **第三十条**　［同上］ ［一～四　同上］ 五　［同上］ ［イ～ト　同上］ チ　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設 リ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十六項に規定する福祉ホーム ［六～十四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。